

マイルズ賞のご案内

—2021年度版—



2020年12月



公益社団法人 日本バリュー・エンジニアリング協会

目 次

1. 「マイルズ賞」の創設について	①
2. 「マイルズ賞」の種類	①
3. 応募受付から授賞までの手続き	②
1. 授賞の対象	
2. 応募の方法	
3. 審査、授賞企業の決定	
4. 授賞式と受賞報告会の開催	
4. 「マイルズ賞」の審査について	②
1. 審査の内容と審査項目	
2. VE活動説明書	
3. 審査の方法	
4. 現地審査のすすめ方	
5. 審査委員会の評価と決定	
6. 2021年度の審査スケジュール（予定）	
7. その他	
(付1)「マイルズ賞」受賞事業所	⑧
(付2)「マイルズ賞」応募申込書（書式見本）	⑩



Lawrence D. Miles

ローレンス・D・マイルズ氏は、1904年米国ネブラスカ州ハーバードで生まれ、1929年ネブラスカ・ウェズリアン大学で教育学を修め、1931年ネブラスカ大学電気工学科を卒業。同年ゼネラル・エレクトリック社に入社、スケネクタディ真空管部門で開発設計に従事し、ついで本社購買部門、ロック絶縁材料事業部購買部長を経て本社副社長スタッフとなり、1947年にVEプログラムを開発しました。

以後、VEの教育・普及活動を展開し、多くのトレーナーを養成するとともに、1959年、米国VE協会の発足にあたって初代会長に就任、わが国には、1972年、1978年及び1983年の3回にわたって来日し、「VE全国大会」でVEの基本理念について講演したほか、多くの企業でも講演を行い、VEの普及促進に貢献されています。同氏の著書「Techniques of Value Analysis and Engineering (VA/VEシステムと技法)」は、VEの基本理念を示すものとして、多くの人に読まれています。

また、マイルズ氏は、VEの創始者としての功績により、ゼネラル・エレクトリック社から社長功労賞、米国海軍から民間人特別功労賞が贈られ、日本VE協会と西独技術者協会からも表彰されています。なお、同氏は1985年8月1日、81歳でメリーランド州イーストンの自宅において逝去され、同年日本国から勲三等瑞宝章が贈られました。

1. 「マイルズ賞」の創設について

今日、バリュー・エンジニアリング（VE）は、わが国の産業界に広く普及し、企業経営の柱のひとつとして、国際競争で優位を占める要因にもなっております。

企業は、適正な利益を確保するために、今後ますますVE活動によって新製品の開発や生産性の向上を目指して「価値の高い製品やサービス」と「価値の高い仕事」を生み出すことが必要になっています。また、資源の有効活用とともに製品やサービスの原価低減についても、VE活動によって成果をあげなければなりません。

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会（日本VE協会）は、マイルズ氏の承諾を得て、わが国産業界にVEを一層、普及促進するとともに、技術水準の向上や企業経営の効率化をはかるため、「マイルズ賞」を創設いたしました。「マイルズ賞」の創設については、1982年10月に開催された日本VE協会の理事会がその大綱を承認し、実施に入ったものです。

「マイルズ賞」を創設した主旨は次の通りです。

- 1) わが国は、天然資源やエネルギーに乏しいため、積極的なVE活動によって、最少の資源で必要な機能（性能や特性、仕様等）を保証し、資源の有効活用をはかるとともに、持続可能な社会の実現をはかる。
- 2) 「提供した製品やサービスの価値を保証するために、企業が組織的な努力を継続して行っていること」を顧客に知らせる。
また、企業が海外市場に輸出している製品やサービスについて、機能と価格の妥当性を保証していることを知らせる。
- 3) VE活動を継続的かつ確実に実践している企業や事業部門が、今後もVE活動を継続していく励み（動機づけ）とする。

2. 「マイルズ賞」の種類

「マイルズ賞」は、VE活動を実践して顕著な

成果をあげたと認めた組織（企業または事業部門、自治体などの公共団体）に授与されます。「マイルズ賞」は、次の3つに分けられます。

1) マイルズ賞

企業の各部門、または事業部門（本社機構、事業所、工場、研究所、支店等）及び中堅企業がVE活動によって顕著な成果をあげていると認められた場合、その部門または事業部門及び中堅企業に対して授与します。

2) マイルズ賞本賞

既に前項の「マイルズ賞」を受賞した企業の各部門または事業部門及び中堅企業、あるいは既に多くの部門または事業部門が「マイルズ賞」を受賞した企業で、その後も継続してVE活動を展開し、顕著な成果をあげていると認められた場合、その企業の各部門または事業部門及び企業に授与します。

賞の区分は次の二通りです。

- ①事業部門本賞
- ②企業本賞

3) マイルズ賞特別賞

地方自治体などの公共団体又はその部門が、VE制度の運用によって公共工事のコスト縮減や価値の高い社会資本の整備に努めていると認められた場合、その自治体などの公共団体又はその部門に対して授与します。

3. 応募受付から授賞までの手続き

1. 授賞の対象

「マイルズ賞」及び「マイルズ賞本賞」は、応募の申し込みによって審査を行い、VE活動を実施して顕著な成果をあげたと認められた事業部門または企業に授与します。（「マイルズ賞特別賞」の手続きは別に定めます）。

なお、各部門及び事業部門（本社機構、事業所、工場、研究所、支店等）で応募される場合には、あらかじめ「マイルズ賞審査委員会」と相談のうえ、対象とする事業部門の範囲を決めさせていただきます。

2. 応募の方法

1) 応募申込書の提出

応募される企業または事業部門は、応募申込書（巻末参照）に必要事項をご記入のうえ、日本VE協会事務局に提出してください。

2021年度の「マイルズ賞」及び「マイルズ賞本賞」の応募締切りは、2021年2月26日です。

2) VE活動説明書の提出

応募された事業部門（または企業）は、2021年3月26日までに、対象事業部門または企業全体について、事業の概況説明書（会社案内等）とVE活動説明書（5頁参照）を提出してください。

3) 審査・受賞のための費用

応募申込時に審査料として70万円（税別）、受賞決定時に受賞報告会開催協力金として30万円（税別）を応募企業または事業所にご負担いただきます。

3. 審査、授賞企業の決定

審査は、①「マイルズ賞審査委員会」による要件審査および②VE活動説明書の書類審査によって本審査を行うかどうかを決めるとともに、③審査委員会の委員または審査委員会が委嘱する審査員（2～3名のチームで構成）による現地審査を行い、④その報告書と併せて総合審査を行ったうえ、最終結果を理事会に答申します。

なお、特に必要が生じた場合、審査委員会の委員または審査員チームが作成した調査報告書にもとづいて審査項目を定め、再度、補足調査を行うことがあります。

4. 授賞式と受賞報告会の開催

審査の結果は、理事会より協会事務局を通じて応募企業に通知します。授賞企業（または事業部門）には、賞牌と賞状が授与されます。

なお、授賞企業（または事業部門）は、協会ホームページ上で公表いたします。その際、授賞の理由も公表されますが、授賞基準を満たさなかった企業名（または事業部門名）は一切公表しません。

授賞式と受賞報告会は、2021年10月下旬に開催される「第54回VE全国大会」の中で行われる予定です。

4. 「マイルズ賞」の審査について

「マイルズ賞」及び「マイルズ賞本賞」の審査

は、次の要領で行います。

1. 審査の内容と審査項目

1) 審査の内容

VE活動によって、総合的に大きな成果をあげているかどうか、その事業部門（または企業）がVE活動を組織的かつ継続的に実施しているかなど、VE活動の特徴が審査の対象となります。したがって、その事業部門（または企業）の業種や業態、規模、その他の条件に適した特徴あるVE活動や技法の開発を実施しているかどうかにより重点がおかれます。

ここでいうVE活動とは、「最低のライフサイクルコストで必要な機能を実実に達成するため、機能的研究に注ぐ組織的な努力」をいいます。いいかえますと、VEの原則である「顧客本位のアプローチ」「機能本位の研究」「チームデザイン（組織的努力）」の三点と、その管理に重点をおいて、その事業部門や企業の製品やサービスについて、どのような特徴をもった活動が展開されており、しかも、どのような「価値向上」の成果を具体的にあげているかについて審査を行います。

2) 「マイルズ賞」の審査項目

「マイルズ賞」については次の事項を審査します。

(1) VE方針・計画・組織・情報

1. VE方針

VE方針は事業部門（または企業）の経営計画に則った特徴のあるものになっているか。製品やサービスの企画・開発・設計・生産・使用について高い価値を保証するための方針となっているか。中・長期計画は正しく定められているか等

2. VE計画

VEプロジェクトの選定方法には独自のものがあるか。プロジェクト目標や日程が効果的に定められているか。実施組織は効果的に機能しているか等

3. VE組織

VE活動の組織は効果的に機能しているか。VE活動を行うための手続きは、よくできているか等

4. VE情報

VE活動を行うための情報管理（収集・整理・保管・活用）システムは効率的なものになっているか等

(2) VE活動の実施・VE実績の評価

1. VE活動の実施

企画・開発・設計・購買・製造・検査・物流・販売・使用等、製品やサービスの価値向上のための活動は、特徴があるものになっているか等

①VE実施手順は適切か。また、効率的な

ものになっているか等

②VE活動の適用局面（企画・設計段階か、製造段階か、ソフトウェア領域）にも幅広く適用して効果をあげているか等

③プロジェクト・チーム活動や自主活動の中でVE活動は効率的に行われているか等

④社外VE活動（協力工場でのVE活動や共同VE活動等）は効率的に行われているか等

⑤トップ層や管理者が行っている、VEチーム・メンバーや各部門への活動の実施支援や動機づけは効果的であるか。また、VE活動のための技術開発を積極的に行っているか等

2. VE実績の評価

VE活動の実績を正しく分析・評価しているか。提案ルートは正しく決められているか。正しい基準で評価されているか等

(3) VE管理・VE教育と啓発

1. VE管理

VE活動が決められた目標や方針通りに実施されているかどうかについて、制度や管理システムを正しく評価しているか。また、評価の結果が管理システムの改善に正しく生かされているか等

2. VE教育と啓発

VE活動を実施するための人材育成計画は、中・長期計画と適合しているか。実際にバリュー・エンジニアの育成、推進担当者の教育について正しく実施されフォローされているか。スキル管理は正しく行われているか。VE風土の醸成について積極的な手が打たれているか等

(4) 将来計画・VE活動の特徴

1. 将来計画

現在のVE活動について、よい点と不十分な点が正しく把握されているか。また、その推進のための計画や研究が十分行われているか。さらに将来もVE活動を継続して実施していく具体的な見通しがあるか等

2. VE活動の特徴

事業部門（または企業）の行っているVE活動は、他社と比較して大きな特徴をもっているか等

3) 「マイルズ賞本賞」の審査項目

(1) 事業部門本賞の審査項目

「マイルズ賞事業部門本賞」の審査は、「マイルズ賞」の審査項目に加え、次の項目に重点をおいて行います。

①「マイルズ賞（事業部門賞）」受賞後のVE活動の継続性

②「マイルズ賞（事業部門賞）」受賞後のVE活動水準の向上

③VE活動領域、段階の拡大展開

④業種、業態、事業規模に応じた特徴のある

VE活動の展開

⑤事業業績へのVE活動の貢献

⑥ユーザーへのVE活動の貢献

(2) 企業本賞の審査項目

「マイルズ賞企業本賞」の審査は、応募企業のVE活動が全社的に機能しているかどうかについて本社VE推進部門を中心に行いますが、1～2の既受賞部門についても、その後のVE活動の継続性と活動水準の向上について審査を行います。

審査は、「マイルズ賞」の審査項目に加え、次の項目に重点をおいて行います。

①全社的総合管理システムの一環として適切かつ体系的に構築されている度合

・他社と比較して遜色がないこと

・企業全体への拡がり状況

②全社的業績拡大への貢献度

③社会へのVEを通じての貢献度

2. VE活動説明書

1) VE活動説明書の範囲

企業全体を対象とする場合には、本社と事業部門のVE活動に分けて説明するとともに、それぞれの関連についても説明してください。

なお、企業全体を対象とする場合、本社のほか、どの事業部門のVE活動に関する説明書をご提出いただくかは、「マイルズ賞審査会」が応募企業とご相談のうえ決定いたします。

2) VE活動説明書の内容

VE活動の実状を審査項目に合わせてとりまとめ、下記の留意事項をご参照のうえ作成してください。

特に、企業全体を対象とする場合には、本社におけるVE活動の説明の中で、全社的なVE方針（組織化、方針の具体化、中・長期計画、成果と投資、方針設定制度）、VE組織（管理組織、手続）、VE実施（実施支援、教育、実績把握、VE技術開発）、VE実施状況の評価（評価制度、評価プログラム）についてふれてください。

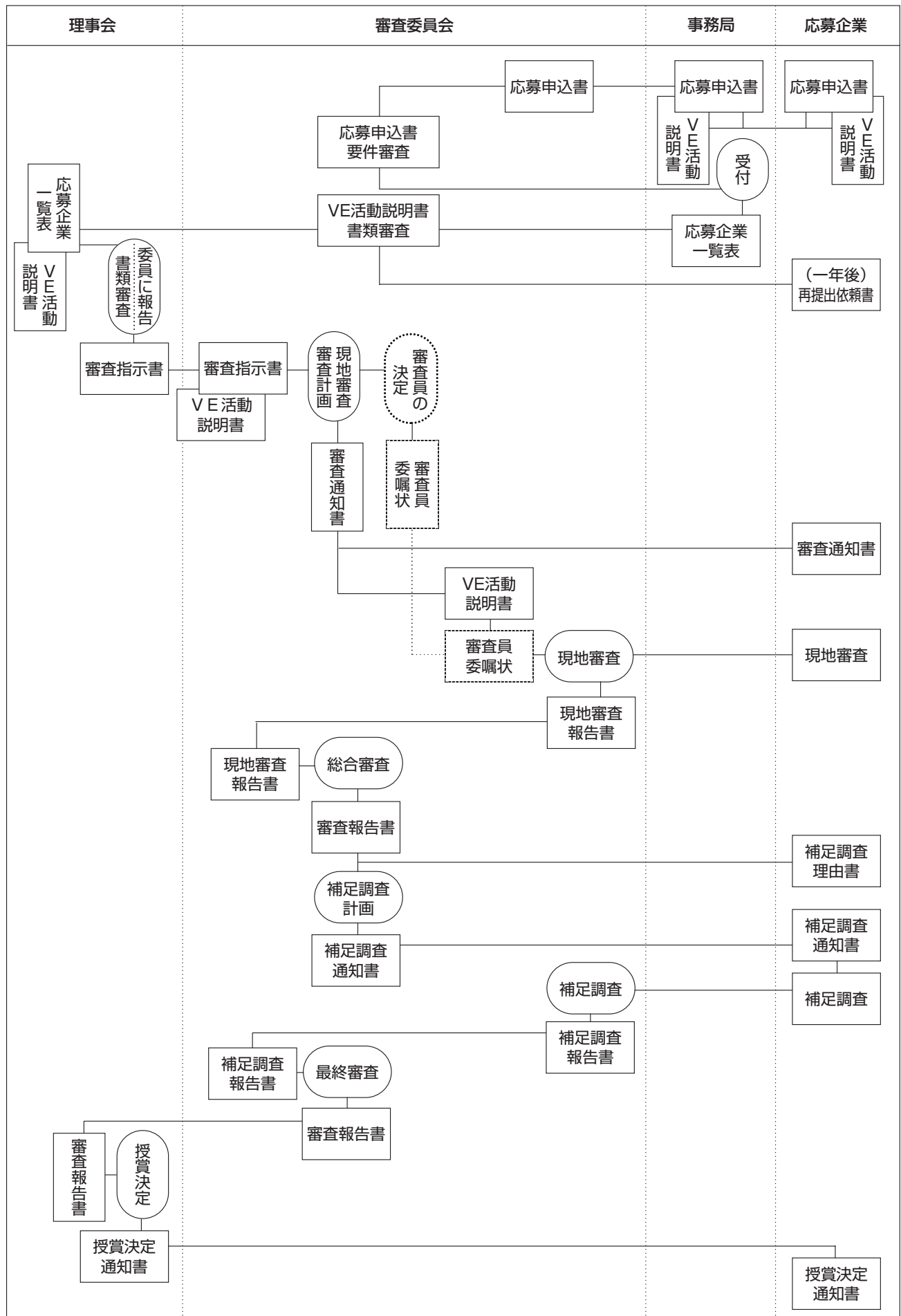
VE活動説明書は、各審査項目について、わかりやすく、かつ、応募事業所（または企業）のVE活動の特徴や成果がよくわかるようにまとめてください。

なお、目標やコスト等、企業機密に属する事項は、記述する必要はありません。機密事項にふれないとその実状がわからない場合には、現地審査の際に説明してください。

(説明書を作成する際の留意点)

1. VE活動説明書は、前記審査項目に沿った内容

「マイルズ賞」及び「マイルズ賞本賞」の応募から授賞までの手続き



※「マイルズ賞特別賞」の手続きは別に定めます。詳しくは事務局にお尋ね下さい。

で、次の項目を含むように留意してください。

- ①事業部門（または企業）の概況と特色及び製品やサービスの概要
- ②事業部門（または企業）の方針とVE方針との関連
- ③事業部門（または企業）の組織とVE組織との関連
- ④VE活動を導入した理由とその経過
- ⑤VE活動の方針と現在にいたるまでの経過
- ⑥特に重点をおいているVE活動とその具体的内容及び独自に開発したVE技法
- ⑦VE活動による有形・無形の成果
- ⑧VE活動の成果に対する現在の評価と今後の展開計画（または具体的な構想）
- ⑨事業部門（または企業）のVE活動の特徴
- ⑩その他、審査を行ううえで、特に参考となる事項（強調したい事項や技術開発等）

2. VE活動説明書の形式

- ①大きさはA4判に統一してください。
- ②書き方は、横書き、左とじを原則とします。
- ③特に審査のために新たな資料を作成するのではなく、できるだけ日常のVE活動で使用しているものを利用してください。
- ④頁数は100頁程度を目安にまとめてください。
- ⑤VE活動説明書は、同じもの（コピーしたもの）を6部で提出ください。

1. 会社概要
 - 1-1. 会社概要
 - 1-2. 応募部門の事業内容
2. VE活動の歴史
 - 2-1. VE導入の経緯
 - 2-2. VE活動の変遷
3. VE方針
 - 3-1. 経営計画
 - 3-2. VE方針
4. VE計画
 - 4-1. VE計画の立案
 - 4-2. VE計画の承認フロー
 - 4-3. プロジェクトの選定
5. VE組織
 - 5-1. 全社組織
 - 5-2. VE推進体制
6. VE情報
 - 6-1. VE情報の管理システム
 - 6-2. VE情報の活用
7. VE活動の実施
 - 7-1. VE実施事例①
 - 7-2. VE実施事例②

7-3. VE実施事例③

8. VE実績の評価
 - 8-1. VE実績の分析と評価方法
 - 8-2. 提案ルートと採用プロセス
9. VE管理
 - 9-1. 方針管理
 - 9-2. 目標管理
10. VE教育と啓発
 - 10-1. VE教育プログラム
 - 10-2. 実施フォロー
 - 10-3. VE啓発の取り組み
11. 将来計画
 - 11-1. 今後の課題
 - 11-2. 取り組み方針
12. VE活動の特徴
 - 12-1. 推進上の特徴
 - 12-2. 実践上の特徴

VE活動説明書の目次（例）

3) VE活動説明書の取り扱い

ご提出いただいたVE活動説明書は返却いたしません。「マイルズ賞審査委員会」の委員及び事務局が責任をもって管理し、外部には一切公表しません。

3. 審査の方法

1) 要件審査の実施

「マイルズ賞審査委員会」は、応募事業部門（または企業）から提出された応募申込書の要件審査を行い、VE活動説明書の提出を求めるかどうかを判断します。

2) 書類審査の実施

「マイルズ賞審査委員会」は、応募事業部門（または企業）から提出されたVE活動説明書の書類審査を行って、現地審査を行うかどうかを決め、その結果を理事会に答申します。

3) 本審査の開始

前記「マイルズ賞審査委員会」の答申にもとづき、理事会が審査の開始を審査会に指示します。

4) 本審査の通知

審査委員会は、審査開始の指示にもとづいて審査計画を立案し、応募事業部門（または企業）に「審査の開始」を通知します。

5) 現地審査の実施

審査委員会の委員または審査員（2～3名でチームを構成）は、応募事業部門（または企業）に出向き、あらかじめ定められた審査項目について詳細な現地審査を行い、その報告書を作成します。その際、応募事業部門（または企業）に補足資料の提出を求めることがあります。

6) 最終審査の実施

審査委員会は、VE活動説明書ならびに現地審査報告書にもとづいて審査を行い、その結果を理事会に答申します。

この審査で授賞基準を満たしていないと認めた場合には、その応募事業部門（または企業）に審査委員会の意見を付した審査報告書を提示します。

また、審査の結果、さらに審査を続けることが必要と認めた場合には、継続審査のための補足調査を審査委員会の委員または審査員に委嘱して行います。

7) 補足調査の実施

審査委員会の委員または審査員は、審査委員会の指示にもとづき、審査委員会が定めた審査項目について、再度、現地審査を行い、その結果を審査委員に報告します。

8) 最終審査会の開催

審査委員会は、補足調査の結果にもとづいて最終審査を行い、その結果を理事会に答申します。

9) 授賞の決定

理事会は、審査委員会の答申にもとづいて、「マイルズ賞」の授賞を決定し、応募事業部門（または企業）に授賞決定を通知します。

4. 現地審査のすすめ方

現地審査は、「マイルズ賞審査委員会」が定めた審査項目と審査基準にもとづいて、審査委員会の委員または審査委員会が委嘱する審査員が行います。

1) 現地審査の対象と方法は審査委員会が定め、応募事業部門（または企業）に通知します。

現地審査の対象は、事業部門（または企業）の規模や業種・業態を考慮して、いくつかに分けることがあります。

また、企業全体を審査の対象とする場合には、本社のほか、いくつかの事業部門を指定することがあります。

2) 現地審査の日程は、審査委員会が審査の全日

程を考慮して決定し、応募事業部門（または企業）に通知します。

3) 現地審査にあたる審査委員会の委員（または審査員）は、前記の区分ごとに現地審査を行います。審査委員会の委員（または審査員）の氏名は、現地審査の開始20日前までに応募事業部門（または企業）に通知します。なお、審査委員会の委員（または審査員）の氏名および人数は変更することがあります。

4) 現地審査にあたる審査委員会の委員（または審査員）のうち、1名を主査とします。

5) 現地審査の日程は、原則として1チーム1.5～2日（1日7時間まで）とし、主として応募事業部門（または企業）からの説明と審査委員会の委員（または審査員）からの質疑応答を行います。

6) 現地審査で応募事業部門（または企業）から説明する事項は、おおむね次の通りです。

- ①VE活動説明書の中で、特に特徴としている事項
- ②VE活動説明書だけでは、十分に説明できない事項
- ③VE活動説明書の内容を裏づけるために必要な事項
- ④VE活動説明書を提出した後の状況
- ⑤前記、各号の説明に関連する質疑への応答

7) 現地審査では、診断や指導は行いません。また、現地審査の結果についても、講評等を行いません。

8) 現地審査にあたって、応募事業部門（または企業）の担当者の方は、次の事項に留意してください。

- ①質問への応答は、審査委員会の委員（または審査員）が指名した担当者に限定してください。その人以外が応答する必要のある場合には、主査にその旨を申し出てください。
- ②現地審査の当日は、審査委員会の委員（または審査員）だけで打ち合わせを行うことがありますので、その際には、会議室等、特定の場所を提供してください。

9) 現地審査で説明する担当者の氏名、役職、担当事項は、あらかじめ事務局にお知らせください。

5. 審査委員会の評価と決定

「マイルズ賞審査委員会」の評価と決定は、応

募事業部門（または企業）から提出されたVE活動説明書と、審査委員会の委員（または審査員）が作成した現地審査報告書にもとづいて、次のように行います。

1) 評価の方法

あらかじめ定めた審査項目と審査基準にもとづき、審査委員会の委員がそれぞれ評点をつけます。各委員の評点は、すべて平等に扱います。評点は100点満点で表わし、いずれも70点以上を授賞の基準とします。

審査会には、応募事業部門（または企業）の現地審査を行った委員も出席しますが、評価には加わりません。

評点が極端に分かれた場合には再評価を行います。なお、審査会における各委員の評点は、審査経過も含めて、一切公表しません。

前回の審査で継続審査となった事業部門（または企業）の場合は、前回指摘した事項とその後のVE活動内容について審査を行います。

2) 決定

審査委員会の答申にもとづき、理事会が最終決定を行います。

なお、一定の基準に達しない場合は、継続審査とします。

3) 審査報告書の送付

授賞の基準を満たした応募事業部門（または企業）には、審査委員会の意見をとりまとめた審査報告書を送付します。なお、継続審査となった場合は、指摘事項を付した審査報告書を送付します。

4) 受賞後の報告について

審査委員会は、受賞事業部門（または企業）に、その後のVE活動の進展について、報告を求めることがあります。

6. 2021年度の審査スケジュール（予定）

2021年度の「マイルズ賞」については、次の日程で審査を行う予定です。

2020年12月 上旬 「マイルズ賞」について発表し、会員企業はじめ、各方面にお知らせします。

2021年 2月26日 「マイルズ賞」応募申込書を締切り、「マイルズ賞審査委員会」で要件審査を行います。

3月26日 応募事業部門（または企業）からのVE活動説明書の提出

を締切り、「マイルズ賞審査委員会」で書類審査を行います。

5月 中旬 「マイルズ賞審査委員会」を開催し、書類審査の結果レビューと現地審査の日程を検討します。

6月 上旬 理事会で審査の開始を決定します。

8月 上旬 現地審査を実施します。

8月 下旬 「マイルズ賞審査委員会」を開催し、総合審査を実施します。

9月 上旬 理事会を開催し、授賞を決定します。

10月 下旬 授賞式と受賞報告会を開催します。

以上の日程は、若干の変更をすることがあります。

7. その他

1) 「マイルズ賞」に関する相談

「マイルズ賞」の応募手続きや審査方法等、受審に関しては事務局にご相談ください。

ご相談の内容によっては、「マイルズ賞審査委員会」等と相談の後、お答えすることもあります。なお、相談に関する費用は不要です。

2) 現地審査の守秘義務について

現地審査にあたる審査委員会の委員（または審査員）は、応募事業部門（または企業）を直接指導したり競合関係にある者以外の者を「マイルズ賞審査委員会」が委嘱します。また、応募事業部門（または企業）に関する機密は一切、外部に洩らすことはありません。

必要に応じ、応募事業部門（または企業）と日本VE協会の間で秘密保持契約を締結することも可能です。

なお、すべての審査は、審査委員会委員の奉仕によって公正に行います。

「マイルズ賞」受賞企業・事業所・団体

第1回 1983年（昭和58年）

＜マイルズ賞＞

- * フジタ工業株式会社 東京支店
- * フジタ工業株式会社 関東支店
- * フジタ工業株式会社 大阪支店
- * 株式会社日立製作所 栃木工場
- * 株式会社日立製作所 大みか工場
- * 株式会社日立製作所 土浦工場
- * 松下電器産業株式会社 ラジオ事業部

第2回 1984年（昭和59年）

＜マイルズ賞＞

- * 株式会社東芝 府中工場
- * 株式会社東芝 富士工場
- * フジタ工業株式会社 広島支店
- * フジタ工業株式会社 九州支店
- * 松下電器産業株式会社 掃除機事業部
- * 日立建機株式会社 土浦工場

第3回 1985年（昭和60年）

＜マイルズ賞＞

- * 株式会社日立物流 茨城営業本部
- * 株式会社東芝 柳町工場
- * フジタ工業株式会社 名古屋支店
- * 株式会社日立製作所 小田原工場
- * 株式会社日立製作所 日立工場
- * 松下電器産業株式会社 アイロン事業部

第4回 1986年（昭和61年）

＜マイルズ賞＞

- * 株式会社東芝 堀川町工場
- * フジタ工業株式会社 横浜支店
- * 松下電器産業株式会社 エアコン事業部
- * 株式会社日立製作所 東海工場
- * 株式会社日立製作所 国分工場

第5回 1987年（昭和62年）

＜マイルズ賞＞

- * 日立エンジニアリング株式会社 大みか事業所
- * 富士通株式会社 通信部門
- * 松下電器産業株式会社 電化調理事業部
- * 株式会社日立製作所 横浜工場

第6回 1988年（昭和63年）

＜マイルズ賞＞

- * 東亜建設工業株式会社 横浜支店
- * 株式会社日立製作所 水戸工場
- * デーゼル機器株式会社 噴射ポンプ事業部
- * 日立クレジット株式会社

第7回 1989年（平成元年）

＜マイルズ賞＞

- * 株式会社荏原製作所 技術生産統括
- * 国際電気株式会社 電子機械事業部
- * 日立電線株式会社 日高工場
- * 松下冷機株式会社 冷蔵庫事業部
- * キヤノン株式会社 複写機事業部

第8回 1990年（平成2年）

＜マイルズ賞・企業本賞＞

- * 株式会社フジタ

＜マイルズ賞・事業部門本賞＞

- * 株式会社日立製作所・大みか工場

＜マイルズ賞＞

- * 株式会社日立製作所・神奈川工場
- * 日立金属株式会社・安来工場
- * 松下電器産業株式会社・テレビ事業部

第9回 1991年（平成3年）

＜マイルズ賞・事業部門本賞＞

- * 株式会社日立製作所 栃木工場
- * 株式会社フジタ 東京支店

＜マイルズ賞＞

- * 株式会社日立物流 東部営業本部
- * 株式会社フジタ 東北支店
- * 日本コロムビア株式会社 レコード事業本部

第10回 1992年（平成4年）

＜マイルズ賞・事業部門本賞＞

- * 株式会社フジタ 大阪支店

＜マイルズ賞＞

- * 株式会社高岳製作所 小山事業所
- * 松下電器産業株式会社 洗濯機事業部
- * 株式会社日立製作所 計測器事業部
- * 株式会社日立ビルシステムサービス ビルケア本部
- * 株式会社フジタ 札幌支店

第11回 1993年（平成5年）

- ＜マイルズ賞・企業本賞＞
* 株式会社日立製作所
＜マイルズ賞・事業部門本賞＞
* 株式会社フジタ 関東支店
＜マイルズ賞＞
* オムロン飯田株式会社
* 日立電線株式会社 豊浦工場

第12回 1994年（平成6年）

- ＜マイルズ賞＞
* 株式会社日立製作所 半導体事業部
* 日立化成工業株式会社 山崎工場
* ブラザー工業株式会社

第13回 1995年（平成7年）

- ＜マイルズ賞＞
* キヤノン株式会社 カメラ事業部

第14回 1996年（平成8年）

- ＜マイルズ賞＞
* 株式会社日立製作所 電子デバイス事業部
* 日東電工株式会社

第15回 1997年（平成9年）

- ＜マイルズ賞＞
* 株式会社日立製作所 情報通信事業部
* いすゞ自動車株式会社 開発部門
* 日立電子サービス株式会社

第16回 1998年（平成10年）

- ＜マイルズ賞＞
* キヤノン株式会社 周辺機器第一事業部
* 株式会社リコー 画像システム事業本部

第17回 1999年（平成11年）

- ＜マイルズ賞＞
* キヤノン株式会社 B機器事業部

第18回 2000年（平成12年）

- ＜マイルズ賞・企業本賞＞
* キヤノン株式会社

第19回 2001年（平成13年）

- ＜マイルズ賞＞
* 株式会社ディー・イー・シー

第20回 2002年（平成14年）

- ＜マイルズ賞＞
* シャープ株式会社 通信システム事業本部

第21回 2003年（平成15年）

- ＜マイルズ賞・企業本賞＞
* 日立建機株式会社

第22回 2004年（平成16年）

- ＜マイルズ賞・特別賞＞
* 東京都

第23回 2005年（平成17年）

- ＜マイルズ賞＞
* 日産自動車株式会社 技術、研究・開発部門
* 北越工業株式会社
＜マイルズ賞・特別賞＞
* 中部国際空港株式会社

第24回 2006年（平成18年）

- ＜マイルズ賞・特別賞＞
* 国土交通省 関東地方整備局

第25回 2007年（平成19年）

- ＜マイルズ賞・特別賞＞
* 大分県

第26回 2008年（平成20年）

- ＜マイルズ賞＞
* アイシン開発株式会社
* シャープ株式会社 情報システム事業本部
＜マイルズ賞・特別賞＞
* 群馬県

第27回 2009年（平成21年）

- ＜マイルズ賞＞
* 株式会社ニコン 精機カンパニー
＜マイルズ賞・特別賞＞
* 静岡県

第28回 2010年（平成22年）

- ＜マイルズ賞＞
* 株式会社山武 ビルシステムカンパニー

第29回 2011年（平成23年）

- ＜マイルズ賞・特別賞＞
* 首都高速道路株式会社

第30回 2012年（平成24年）

- ＜マイルズ賞・特別賞＞
* 静岡市

第31回 2013年（平成25年）

- ＜マイルズ賞＞
* 横河電機株式会社 技術企画センター
* 横河マニュファクチャリング株式会社
(共同受賞)

第32回 2014年（平成26年）

- ＜マイルズ賞・特別賞＞
* 農林水産省 中国四国農政局

第33回 2015年（平成27年）

- ＜マイルズ賞＞
* マツダ株式会社 原価企画本部

第34回 2018年（平成30年）

- ＜マイルズ賞＞
* 株式会社サイゼリヤ

第35回 2020年（令和2年）

- ＜マイルズ賞＞
* 株式会社日立建機ティエラ

マイルズ賞
マイルズ賞企業本賞
マイルズ賞事業部門本賞

応募申込書

20 年 月 日
公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会 御中

フリガナ

会社名（事業部門名）

フリガナ

代表者

役職・氏名

印

2021年度の
マイルズ賞
マイルズ賞企業本賞
マイルズ賞事業部門本賞

に応募いたします。

応募の理由

※本社

フリガナ

会社名：

所在地：〒

※事業部門

フリガナ

事業部門名：

所在地：〒

※連絡担当者

フリガナ

氏名：

所属・役職：

電話： — — （内線 番）

FAX： — —

E-mail：

	マイルズ賞のご案内<2021年度版>
発 行	2020年12月1日
発行所	公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会 〒154-0012 東京都世田谷区駒沢1-4-15 真井ビル6階 TEL 03-5430-4488 FAX03-5430-4431